

宝塚市の給与・定員管理等について

職員の給与や職員数の状況についてお知らせします。

この公表は「広報たからづか」12月号に掲載していますが、広報誌での掲載は、紙面の都合上、概要版となっておりますので、本資料での公表は、総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

■ 職員の給与について

市職員の給与は、給料と地域、扶養、住居、通勤、期末・勤勉手当などの職員手当を合わせたもので構成され、地方自治法と地方公務員法の規定により、市議会の議決を経て定められた条例に基づいて支給しています。

また、市職員の給与改定は生計費、国や他の地方公共団体の職員・民間企業従業員の給与などとのバランスを考えて、人事院が行う給与改定の勧告に準じて決定されます。

■ 公表様式について

宝塚市では総務省が定める共通様式にて、職員の給与・定員管理等を公表しています。

他の地方公共団体の給与・定員管理については総務省が提供する（[地方公共団体給与情報等公表システム](#)）をご覧ください。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末時点)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成28年度の人件費率
平成29年度	人 234,280	千円 76,358,823	千円 562,650	千円 14,438,227	18.9%	19.0%

(注) 1 人件費には給与のほか退職手当や年金、健康保険、災害補償費などの使用者負担金や特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 実質収支は、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、黒字か赤字かの指標となります。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成29年度	人 1,426 (80)	千円 5,314,119	千円 1,942,197	千円 2,328,929	千円 9,585,245	千円 6,364	千円 6,430

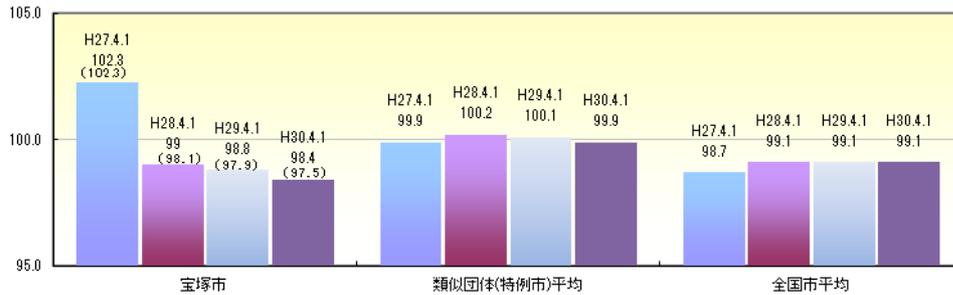
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、給与実態調査を基礎とし、平成29年4月1日現在の人数です。

3 「職員数 A」欄の () 人数は再任用短時間勤務職員数（別掲）です。

4 給与費には再任用短時間勤務職員の給与費が含まれています。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の引き下げ率を上回る平均3%の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準15%に対し、宝塚市においても15%を支給すると規定していますが、給与減額措置として平成31年3月31日まで14%に据え置いて支給しています。

(実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は13%、給与改定後は平成 27 年 4 月 1 日に遡及し14%を支給

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度～ 平成30年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	12%	13%	14%	15%
宝塚市の支給割合	12%	13%	14%	14%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(5) 給与の適正化・給与減額措置について

給与適正化の取り組みとして持家に係る住居手当の支給額を段階的に引き下げ、平成 31 年度から廃止することとしました。

また、平成 28 年度から行財政改革の取り組みとして人件費を抑制するため、次の給与減額措置を 3 年間行うこととしました。

- ① 特別職の給料月額をカット（市長 10%、副市長 7%、教育長 5%）
- ② 一般職の給料月額をカット（部長・室長級 4.5%、課長・副課長級 4%、係長級・主任 2.7~2.2%、一般職員・再任用職員・嘱託職員 1.2%）
- ③ 地域手当支給率の抑制（国家公務員は 15%のところ 14%）
- ④ 管理職手当の 5%カット
- ⑤ 期末勤勉手当の算定基礎額となる職務段階別加算の 50%カット
- ⑥ 管理職員特別勤務手当の 50%カット

2 ■ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宝塚市	40.3 歳	302,303 円	408,580 円	389,417 円
兵庫県	44.5 歳	339,100 円	433,818 円	392,523 円
国	43.5 歳	329,845 円	-	410,940 円
類似団体	41.6 歳	316,569 円	408,851 円	367,921 円

② 技能労務職

	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	人数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額 (B)	
宝塚市	44.7 歳	184 人	326,216 円	416,617 円	388,407 円	-	-	-	-
清掃職員	44.2 歳	50 人	326,031 円	439,917 円	391,674 円	廃棄物処理従業員	45.8 歳	293,000 円	150.14%
給食調理員	42.3 歳	51 人	308,425 円	372,387 円	368,792 円	調理師	42.3 歳	262,700 円	141.75%
用務員	46.7 歳	45 人	338,877 円	439,272 円	403,330 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	212.00%
兵庫県	54.8 歳	452 人	336,300 円	404,526 円	371,327 円	-	-	-	-
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	-	328,637 円	-	-	-	-
類似団体	50.2 歳	140 人	325,289 円	387,379 円	363,448 円	-	-	-	-

	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	市職員(C)	民間(D)	C / D
宝塚市	-	-	-
清掃職員	7,051,676 円	4,038,000 円	174.63%
給食調理員	6,114,372 円	3,528,100 円	173.30%
用務員	7,096,362 円	2,808,700 円	252.66%

(注) ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成 27 年～29 年の 3 年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。宝塚市の数値は、正規職員のみ平均値であり、パート雇用者や 60 歳以上の者は含みません。

一方、民間数値は、パート雇用者や 60 歳以上の者までを含む平均値であり、市職員とは対象範囲が異なり、正確な比較値ではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市 (幼稚園教諭)	40.6 歳	294,971 円	374,121 円
兵庫県	41.4 歳	357,200 円	417,747 円
類似団体	38.4 歳	297,793 円	353,759 円

④ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宝塚市	37.5 歳	286,471 円	391,698 円
類似団体	39.3 歳	310,651 円	409,345 円

(注) 1 ①から④の各表の「平均給料月額」は、平成 30 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものです。期末手当、勤勉手当、退職手当は除かれます。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区分		宝塚市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	184,361円	185,800円	179,200円
	高校卒	155,709円	151,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	155,709円	148,100円	144,500円
	中学卒	137,826円	-	136,500円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	184,361円	対応職種なし	対応職種なし
	高校卒	155,709円		
消防職	大学卒	192,068円	対応職種なし	対応職種なし
	高校卒	163,020円		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,041円	340,889円	368,884円	395,419円
	高校卒	-	-	357,185円	368,596円
技能労務職	高校卒	-	303,572円	340,341円	360,055円
	中学卒	-	292,152円	322,350円	347,271円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	-	344,078円	-	-
消防職	大学卒	269,971円	341,055円	365,356円	-
	高校卒	-	313,098円	346,394円	362,310円

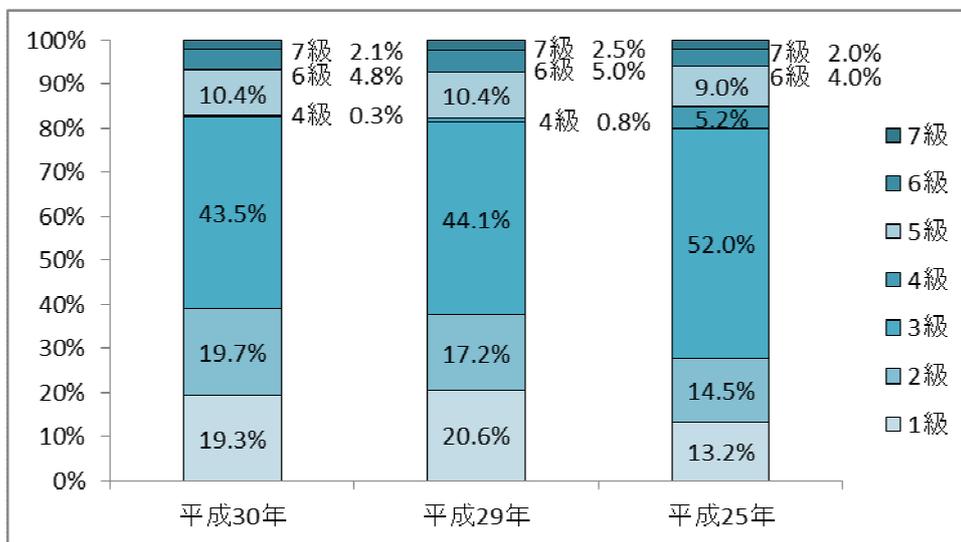
(注) 「-」が記載されている区分は、該当者がいないため表示していません。

3 ■ 一般行政職の級別職員数等の状況

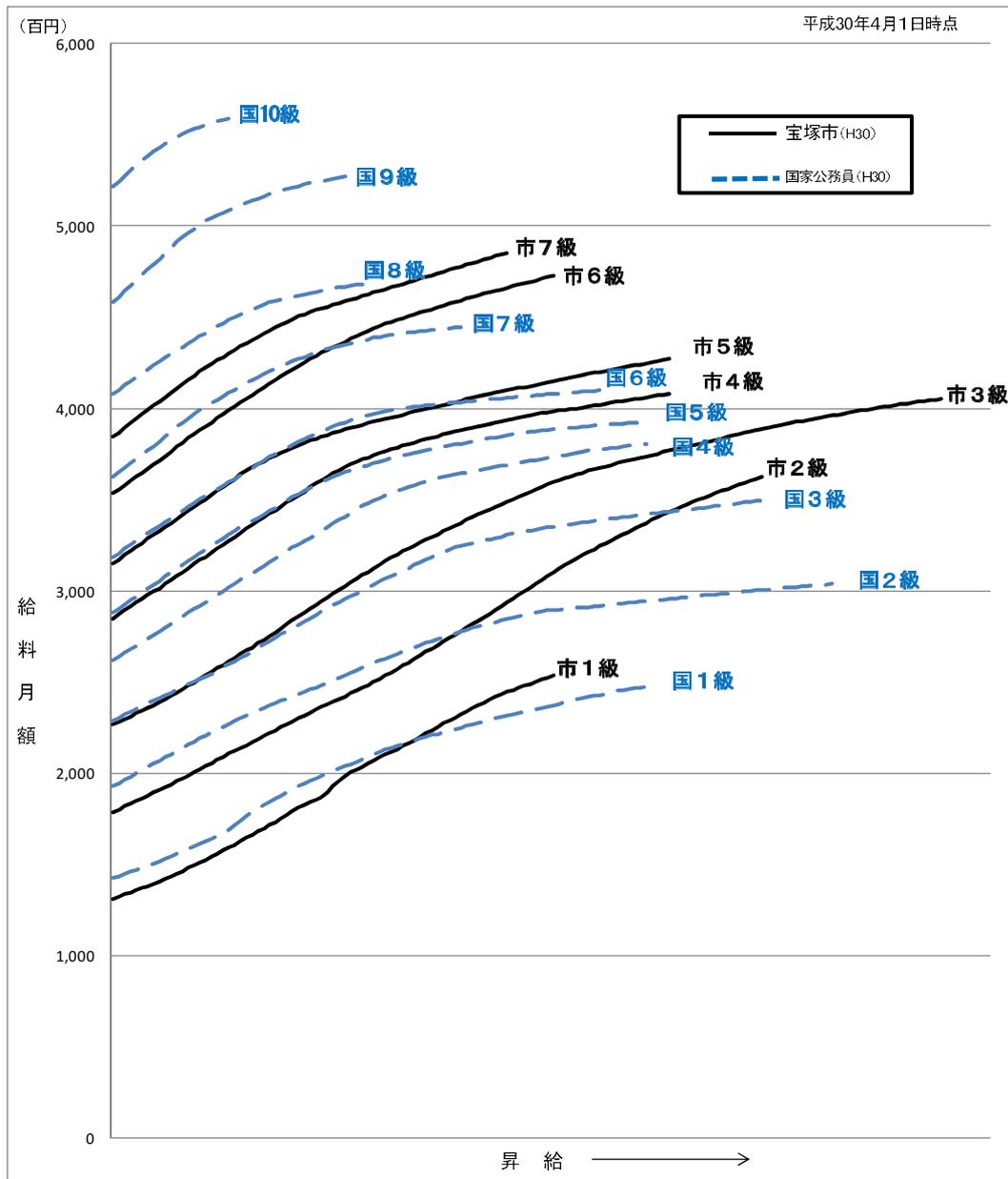
(1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	理事・技監・部長	15人	2.1%	384,200円	485,200円
6級	室長	34人	4.8%	353,500円	472,600円
5級	課長	74人	10.4%	314,900円	427,000円
4級	副課長	2人	0.3%	284,900円	407,700円
3級	係長・主任	309人	43.5%	226,600円	405,200円
2級	事務職員・技術職員	140人	19.7%	178,600円	362,300円
1級	事務職員・技術職員	137人	19.3%	131,000円	253,600円

(注) 1 宝塚市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日現在 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○		
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○			
活用予定時期	未定			

4 ■ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

	宝塚市		兵庫県		国	
1人当たりの平均支給額 (平成29年度)	千円 1,565		千円 1,865		千円 -	
支給割合 (平成29年度)	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.6 月分 (1.45 月分)	1.8 月分 (0.85 月分)	2.6 月分 (1.45 月分)	1.8 月分 (0.85 月分)	2.6 月分 (1.45 月分)	1.8 月分 (0.85 月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ▪ 職務段階別加算 2.5%~10%		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ▪ 役職加算 5%~20% (抑制後 5%~18%) ▪ 管理職加算 10%~20% (抑制後 9%~16.5%)		職制上の段階、職務の級等による加算措置あり ▪ 役職加算 5%~20% ▪ 管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○		
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

	宝塚市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他加算措置	定年前早期退職特別措置 2~30%		定年前早期退職特別措置 2~45%	
平均支給額	2,540 千円	21,858 千円	-	-

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 29 年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

給料・扶養手当などの合計額の 14%を支給 (国の制度は 15%)

※民間企業の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に支給されるもの

支給実績(平成29年度決算)			822,793千円
支給職員一人当たり平均支給年額(平成29年度決算)			549千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市域全域	14%	1,496人	15%

(4) 特殊勤務手当

支給実績(平成29年度決算)	43,369千円
支給職員一人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	103千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度決算)	28%
手当の種類(手当数)	13種類

特殊勤務手当の種類

種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
清掃作業等手当	クリーンセンターに勤務する職員	じんかいの収集又は処理作業に従事したとき	6,694千円	1日 600円(荷重5トン以上のクレーンの運転業務に従事したときは、1日400円を加算する。)
災害対策業務従事手当	当該業務に従事した職員	水防本部若しくは災害対策本部が設置されているとき、又は市長が特に必要があると認めるときに、荒雨天等の現場における災害対策業務に従事したとき	170千円	1日 1,500円
防疫手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員で当該業務に従事した職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに市長がこれらに相当すると認める感染症の患者の消毒、看護又は診療に従事したとき	0千円	1日 290円
行旅病人等処理手当	当該業務に従事した職員	行旅病人の収容その他の処置をしたとき	0千円	1回 500円
火葬手当	市営火葬場に勤務する職員	行旅死亡人の収容をしたとき 死体の火葬に従事したとき	0千円 2,130千円	1回 1,000円 1回 500円
年末年始特別勤務手当	当該業務に従事した職員	12月29日から翌年の1月3日までの日又は市長が特に定める日に勤務したとき	4,108千円	1日 5,500円
消防夜間特殊勤務手当	消防本部に勤務する職員	消防業務のため隔日勤務したとき	15,520千円	1当務 700円
消火等業務手当	消防本部に勤務する職員	消火業務、救助業務又は水防業務に出動したとき	1,651千円	1回 200円
	消防本部に勤務する救急救命士	救急業務に出動したとき	5,407千円	1回 250円(救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条各号に掲げる業務に従事したときは、1回510円)
	消防本部に勤務する救急救命士以外の隊員	救急業務に出動したとき	1,957千円	1回 150円
高所等作業手当	消防本部に勤務する職員	はしご(屈折を含む。)付消防ポンプ自動車、高所において消防業務等に従事したとき	100千円	1回 220円
主任技術者等手当	当該業務に従事した職員	潜水作業に従事したとき	29千円	1回 310円
		電気主任技術者その他市長が特に必要があると認める主任技術者等に選任されたもの	460千円	月額 5,000円(電気主任技術者については、保安監督箇所が2箇所を超えるときは、1箇所増すごとに月額1,000円を加算する。)
緊急運転業務手当	消防本部に勤務する職員	消防用自動車(大型自動車又は中型自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	293千円	1回 150円
		消防用自動車(普通自動車に限る。)を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	24千円	1回 100円
		救急用自動車を緊急自動車として運転する業務に従事したとき	570千円	1回 50円
監督指導手当	当該業務に従事した職員	多数の作業員等を指揮監督する総作業長	180千円	月額 15,000円
		相当数の作業員等を指揮監督する作業長	1,310千円	月額 10,000円
		数人の作業員等を指揮監督する班長	2,223千円	月額 4,000円
医師特別調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員	医師特別調整手当 医療職給料表(一)3級の職務にある職員で36号給以上の号給に決定されたもののうち市長が別に定める職員(以下この表において「部長級の職員」という。)	0千円	月額 220,000円
		医療職給料表(一)3級の職務にある職員(部長級の職員を除く。)	2,280千円	月額 190,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で28号給以上の号給に決定されたもの	0千円	月額 150,000円
		医療職給料表(一)2級の職務にある職員で27号給以下の号給に決定されたもの	0千円	月額 125,000円
		医療職給料表(一)1級の職務にある職員	0千円	月額 105,000円

(5) 時間外勤務手当

決算年度	支給実績	職員一人当たり平均支給年額
平成29年度	268,214千円	178千円
平成28年度	269,276千円	183千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員は「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

区分	内容	平均支給額
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 16～22歳の特定期間の加算 5,000円	231,773円
住居手当	借家など 限度額 27,000円 持ち家に居住する世帯主 1,500円 (新築または購入から15年間のみ手当支給)	115,957円
通勤手当	交通機関の利用者 限度額 55,000円 自動車の利用者 2,000円～36,600円 単車・自転車の利用者 2,000円～24,500円	93,438円

(注) その他の職員手当として、宿日直手当、休日勤務手当、管理職手当などがあります。

5 ■ 特別職の報酬等の状況

区分	給料または報酬	(参考) 類似団体における 最高/最低額	期末手当 (平成29年度の 支給割合)	退職手当		
				1期の手当額	算定方式	支給時期
市長	880,200円	1,103,000円 / 670,600円	3.30月分	16,899,840円	給料月額 ×在職月数×0.4	任期毎
副市長	740,000円	920,000円 / 656,300円		8,524,800円	給料月額 ×在職月数×0.24	
教育長	647,900円	-円 / -円		4,198,392円	給料月額 ×在職月数×0.18	
議長	690,300円	758,000円 / 529,400円	3.30月分	-	-	-
副議長	620,200円	708,000円 / 466,000円				
議員	569,300円	664,000円 / 439,000円				

- (注) 1 地域手当として市長、副市長、教育長に給料月額の14%を支給しています。
 2 「1期の手当額」は、平成30年4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。
 3 類似団体の教育長の額は未公表。

■ 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

		職員数(一般職)			対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	11	12	12	0	
	総務	211	223	234	11	再任用職員の正規職員の置換え、文化施設建設業務、総合計画策定業務等増
	税務	57	61	63	2	職員の充実
	労働	2	2	3	1	再任用職員の正規職員の置換え
	農林水産	12	12	12	0	
	商工	17	18	19	1	他市との人事交流
	土木	121	129	131	2	再任用職員の正規職員の置換え、空き家対策業務等の増
	民生	315	326	332	6	エイジフレンドリーシティ推進事業、自殺予防対策、事業所監査業務等増
	衛生	135	139	138	△1	業務の見直し
	計	881	922	944	22	(参考)人口1万人当たり職員数 39.34人 (類似団体(施行時特例市)の人口1万人当たり職員数 44.35人)※1
	教育部門	257	269	274	5	学校園の統廃合、中央公民館の創設等の業務増
	消防部門	230	235	239	4	職員の充実
	小計	1,368	1,426	1,457	31	(参考)人口1万人当たり職員数 60.85人 (類似団体(施行時特例市)の人口1万人当たり職員数 61.70人)※1
公営企業会計等部門	病院	606	611	623	12	がんセンターの設置
	水道	81	78	78	0	
	下水道	19	20	20	0	
	その他	46	47	49	2	再任用の正規への置換え等
	小計	752	756	770	14	
合計		2,120 (2,616)	2,182 (2,442)	2,227 (2,442)	45 (0)	(参考)人口1万人当たり職員数 93.10人※1

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。
 2 合計欄の () 内は、条例定数の合計です。
 3 上表は、定員管理調査に基づく数値です（国民健康保険診療所の職員は、病院部門に含みます）。
 4 人口一万人当たり職員数はH29.4.1現在の職員数に基づくものです。

※ 平成 23 年 3 月に策定した定員適正化計画に基づく取組の結果、平成 30 年 4 月 1 日付の再任用を含めた職員数は計画の見通しどおりとなりました。

平成 30 年 4 月 1 日時点で、前年度に比べて職員数が増加しているのは、総合計画策定業務や空き家対策業務、自殺予防対策業務、エイジフレンドリーシティ推進事業等による業務増への対応のためです。今後も引き続き、定員の適正化に努めます。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成25年	5人	128人	191人	198人	175人	214人	281人	263人	202人	157人	181人	11人	2,006人
平成30年	7人	144人	220人	287人	240人	188人	214人	260人	277人	186人	160人	48人	2,231人

(3) 職員数の推移

単位：人

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)	
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	増減数	率	
一般行政	826	827	832	881	922	944	118	(14.3%)	
教育	262	259	256	257	269	274	12	(4.6%)	
消防	229	228	226	230	235	239	10	(4.4%)	
その他	45	45	43	46	47	49	4	(8.9%)	
普通会計等計	1,362	1,359	1,357	1,414	1,473	1,506	144	(10.6%)	
公営企業会計部門	644	632	668	706	709	721	77	(12.0%)	
総合計	2,006	1,991	2,025	2,120	2,182	2,227	221	(10.8%)	

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数